（添付書類等の特例）

第三十六条　第百二十条の規定により適用することとされた厚生年金保険法施行規則第三章の規定による届出（氏名の変更、住所の変更、死亡若しくは国会議員等となつたときの支給停止の届出又は国会議員等でなくなつたことの届出に限る。以下この条において「厚生年金保険法施行規則第三章の規定による変更届出等」という。）を改正前地共済法による職域加算額又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付若しくは同項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る届出のうち同種の届出と同時に行うときは、改正前地共済法による職域加算額又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付若しくは同項に規定する旧地共済法による年金である給付に係る届出に記載することとされた事項及び添えなければならないこととされた書類等のうち、厚生年金保険法施行規則第三章の規定による変更届出等の届書に記載し、又は添えたものについては、当該届出書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

（退職一時金等の返還の申出）

第三十七条　平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項各号に掲げる一時金を受けた者が同条第二項の規定（平成二十四年一元化法附則第六十四条において準用する場合を含む。）により平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項に規定する支給額等の返還を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した一時金返還申出書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名及び生年月日

二　組合員であつた者の氏名及び生年月日

三　一時金の支給額等の金額

四　その他必要な事項

（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金等の請求等）

第三十八条　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会）が支給する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金に対する請求、届出その他の行為については、当該退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をそれぞれ厚生年金保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金とみなして、第四章第一節及び第三節の規定を準用する。この場合において、「第三号厚生年金被保険者期間」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間」と読み替えるものとする。

別紙様式目次を次のように改める。

目次

別紙様式第１号　事業計画
別紙様式第２号　予算
別紙様式第３号　伝票、日記帳
別紙様式第４号　元帳、補助簿
別紙様式第５号　出納計算帳
別紙様式第６号　決算精算表
別紙様式第７号　決算附属明細表、財務諸表附属明細表
別紙様式第８号　財務諸表
別紙様式第９号　組合員原票
別紙様式第10号　削除
別紙様式第11号　削除
別紙様式第12号　削除
別紙様式第13号　削除
別紙様式第14号　組合員証
別紙様式第15号　削除
別紙様式第16号　組合員証再交付申請書
別紙様式第17号　組合員証整理簿
別紙様式第18号　削除
別紙様式第19号　組合員被扶養者証
別紙様式第19号の２　組合員被扶養者証整理簿
別紙様式第20号　高齢受給者証
別紙様式第20号の２　高齢受給者証整理簿
別紙様式第21号　削除
別紙様式第21号の２　基準収入額適用申請書
別紙様式第22号　特別療養証明書交付申請書
別紙様式第23号　特別療養証明書
別紙様式第24号　特別療養証明書整理簿
別紙様式第25号　限度額適用認定証
別紙様式第25号の２　限度額適用・標準負担額適用認定証
別紙様式第26号　特定疾病療養受療証
別紙様式第27号　診療報酬領収済明細書
別紙様式第28号　特別療養給付管理台帳
別紙様式第29号　削除
別紙様式第30号　削除
別紙様式第31号　削除
別紙様式第32号　削除
別紙様式第33号　削除
別紙様式第34号　削除
別紙様式第35号　事業報告書
別紙様式第36号　削除
別紙様式第37号　監査証票
別紙様式第38号　検査証票
別紙様式第39号　削除
別紙様式第40号　船員組合員証
別紙様式第41号　船員組合員被扶養者証
別紙様式第42号　船員組合員証整理簿
別紙様式第43号　船員組合員被扶養者証整理簿
別紙様式第44号　船員組合員療養補償証明書
別紙様式第45号　任意組合員原票
別紙様式第46号　任意継続組合員証
別紙様式第46号の２　任意継続組合員被扶養者証
別紙様式第47号　任意継続組合員証整理簿
別紙様式第47号の２　任意継続組合員被扶養者証整理簿